

令和 6 年度

いじめ防止基本方針

— いじめの根絶を目指して —

龍ヶ崎市立久保台小学校

龍ヶ崎市立久保台小学校 いじめ防止基本方針

R6. 4. 1

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員が共有する、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

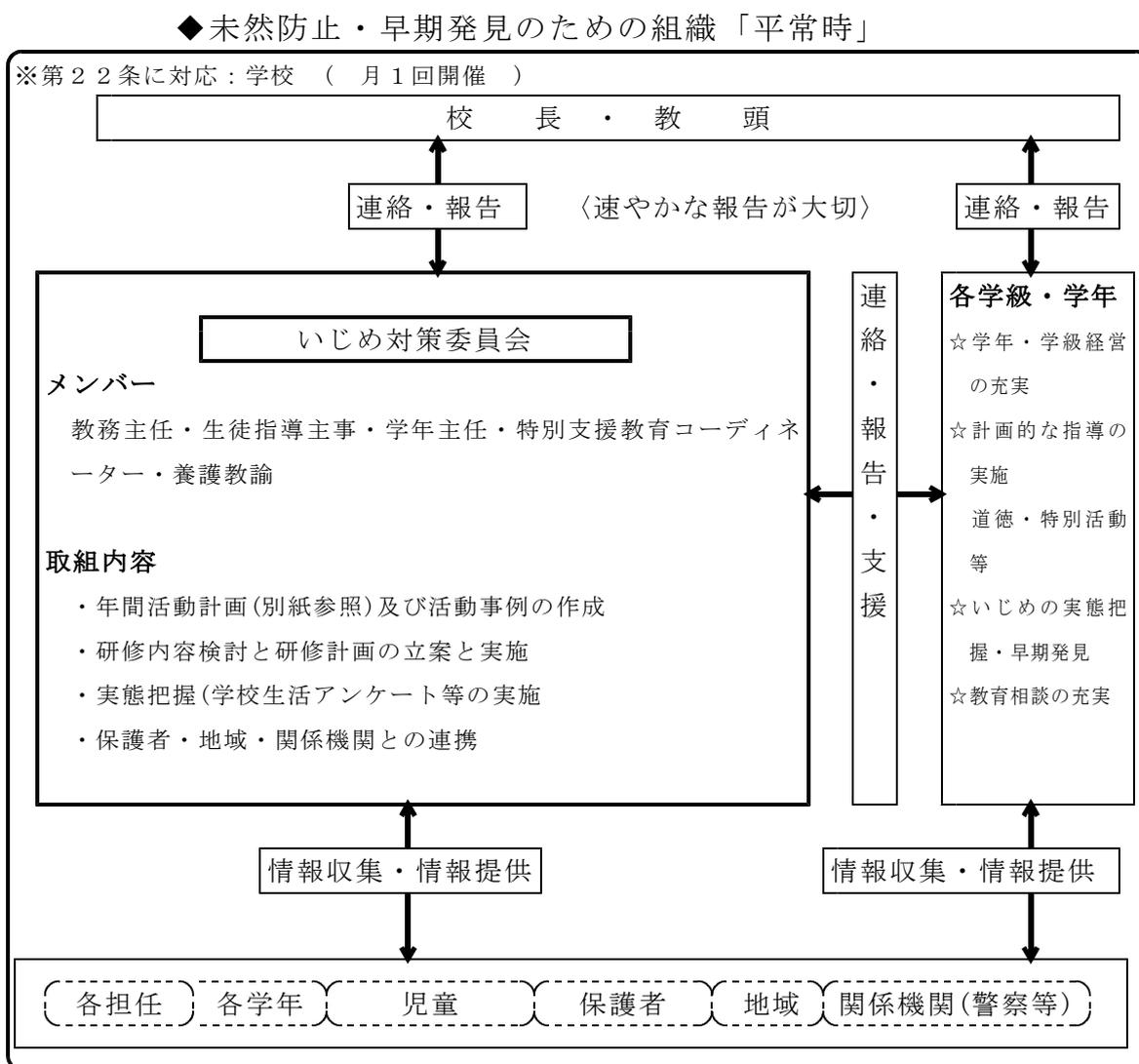
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）



② 学級経営の充実

児童一人一人の良さを認め、伸ばす学級経営を通して、児童の自尊感情を高め、自己有用感を育成する。また、児童理解に努め、児童と教師のよりよい人間関係を築く。

③ たて割り班活動を通じた人間関係づくりの推進

1～6年生混合のグループを作り、一年間を通して一緒に活動することにより、よりよい人間関係を築き、思いやりの心を育成する。

④ 道徳教育の推進

道徳科の授業を充実させ、積極的に公開する。

⑤ 学校行事・体験活動の充実

豊かな体験を通して、よりよい人間関係を築く。

⑥ 開発的予防的な生徒指導の取り組み

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 児童と過ごす時間の確保

教師は、児童に寄り添い、話をよく聴き、少しの変化も見逃さないように努める。そのために、一層の業務の効率化を進め、児童とともに過ごす時間の確保に努める。

② 学校生活アンケートの実施

学校生活アンケート（市教委作成）と定期のアンケート（学校作成）を活用し、実態の把握に努める。

③ 教育相談の実施

随時または気になる徴候があったときは速やかに担任又は、さわやかボランティア相談員、養護教諭等による教育相談を実施し、児童理解といじめの早期発見に努める

④ たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発と「いじめの相談・通報窓口」の周知

⑤ 家庭・地域・関係諸との連携

「民生委員児童委員との懇談会」「学校評議員会」等を活用し、情報交換をするとともに取組への理解を依頼する。

⑥ いじめ問題に対する研修の充実

⑦ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

一人一台端末の導入を踏まえ、学級活動を核に全児童に対し、情報モラル教育を実施する。

高学年児童を対象に外部講師を招き、「SNS安全利用教室」等を開催する。

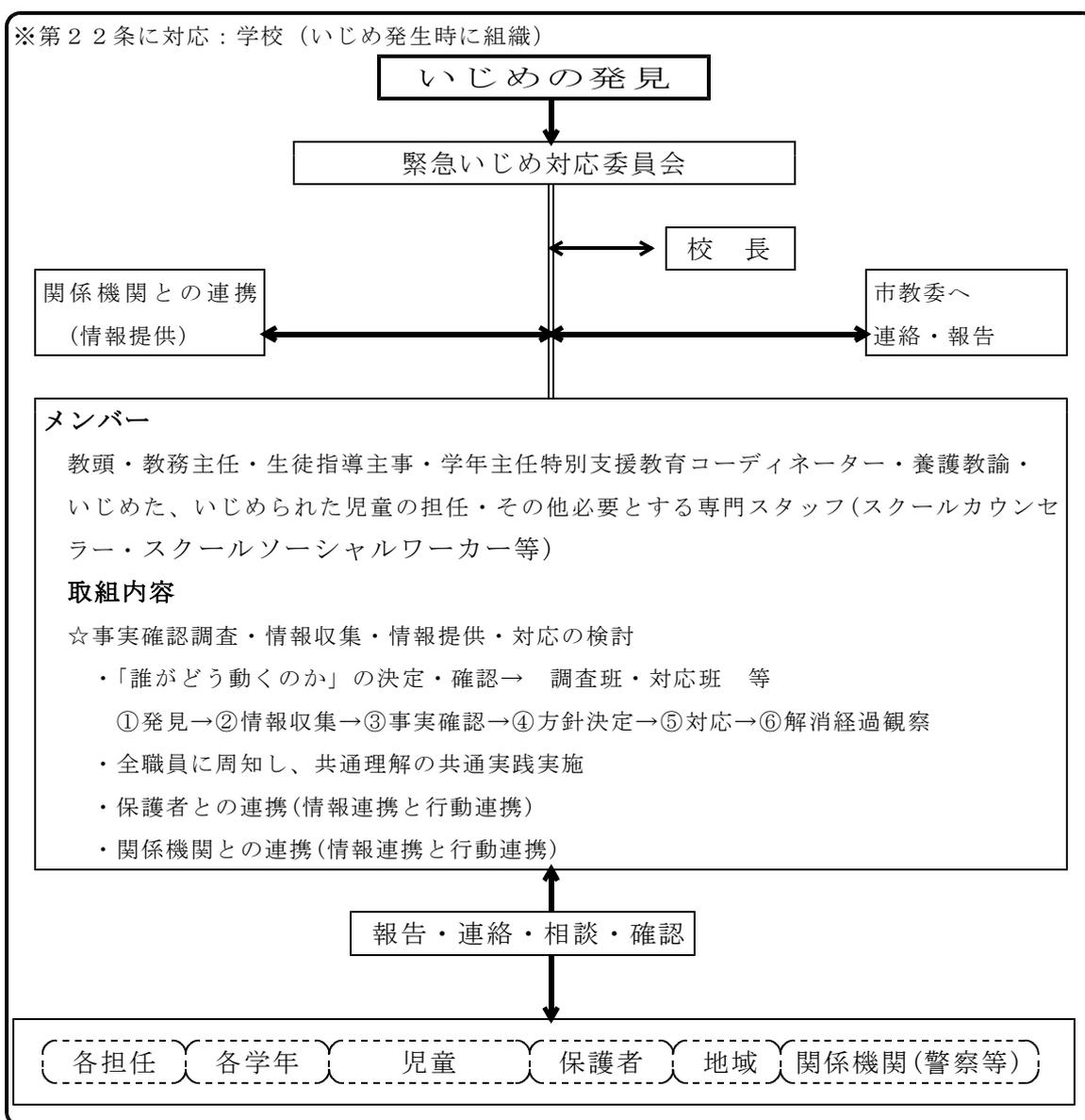
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



② いじめへの対応

アンケート、児童や保護者等からの情報提供があった場合、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、次の内容について確認するとともに複数の職員で対応する。

①いじめ対策委員会開催（指導過程、指導内容等について協議）

②事実確認

- 被害児童からの聞き取り
- 加害児童からの聞き取り
- 聞き取りに基づいた事実確認

③事実確認後の対応

- 保護者への報告内容、児童への指導内容についての協議
- 被害児童保護者への報告・支援体制の連絡
- 加害児童保護者への報告・指導内容の連絡

④事後の指導

- 被害児童への継続的支援
- 加害児童への指導と経過観察
- 保護者との協力体制確認

⑤いじめ発生に係る分析と防止策の検討

⑥教育委員会（教育センター）への報告・連絡・相談（随時）

4 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（別紙2）

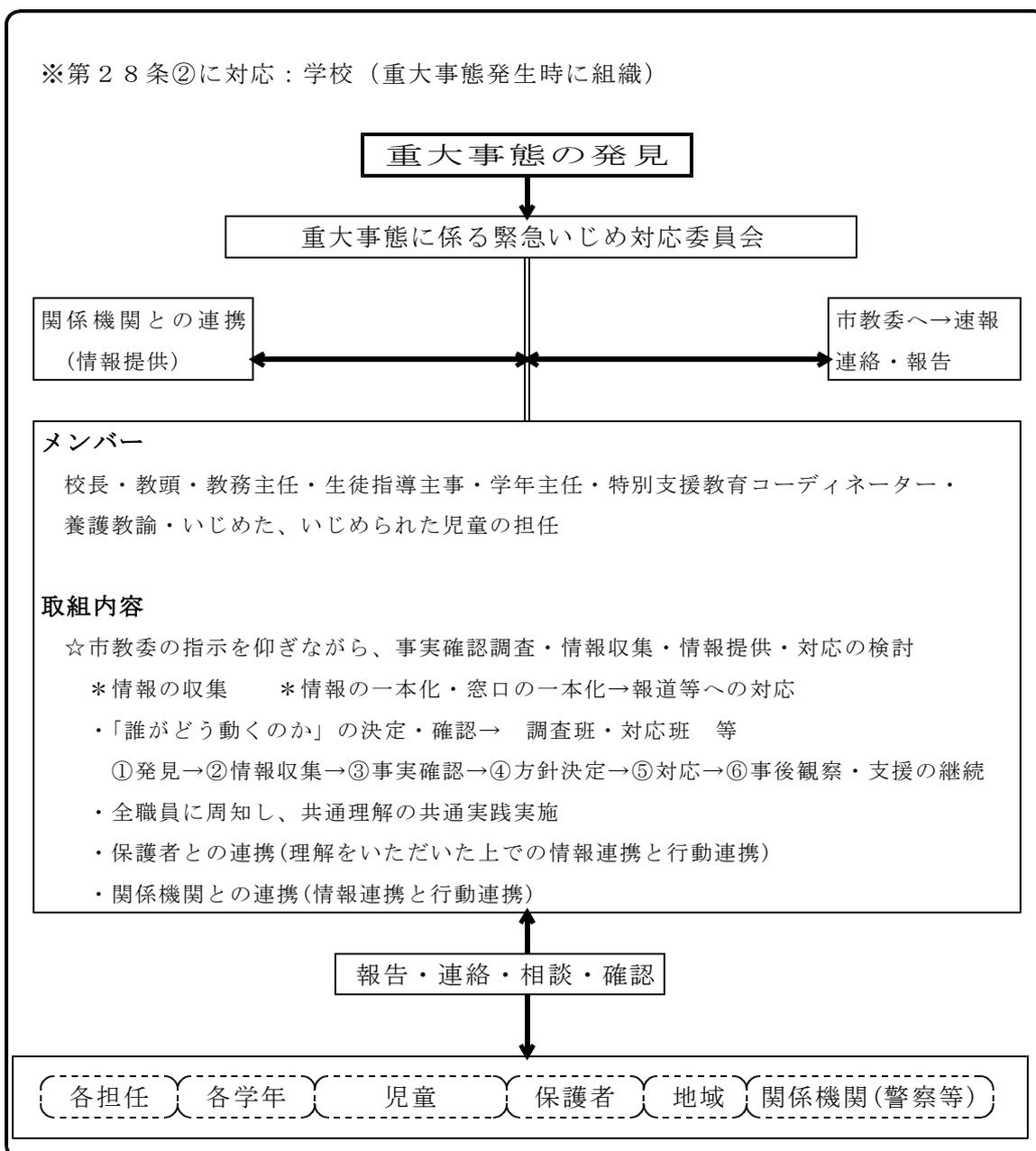
ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。
 - ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
 - ・いじめの早期発見・対応に関する取組について